

岩手医科大学医療専門学校
学 則

施行 令和6年4月1日

第1章 総則

第1条 この規則は、学校法人岩手医科大学が歯科衛生士養成施設として設置する岩手医科大学医療専門学校(以下「本校」という)の管理に必要な事項を定めるものとする。

第2条 本校は、福祉・医療の分野における社会の要請に応えるため、歯科衛生士に必要な専門の知識及び技術を修得させ、もって地域社会に貢献できる歯科衛生士の養成を目的とする。

第3条 本校は、岩手県盛岡市上ノ橋町1番12号に置くものとする。

第2章 職員組織

第4条 本校に次の職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 教員
 歯科衛生学科 4名以上
- (3) 事務職員 1名以上

第3章 課程、学科、修業年限及び収容定員

第5条 本校歯科衛生専門課程として歯科衛生学科を置く。

第6条 歯科衛生学科の修業年限は3年、各学年の収容定員は40名とする。

第7条 各学年の在学年限は、2年を超えることができない。

第4章 学年、学期及び休業

第8条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学期は次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

第9条 本校の休業日は次のとおりとする。ただし、校長が必要と認めるときは、休業日に授業を行うことができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 歯科衛生学科の夏期、冬期及び春期休業の期間は次のとおりとする。

夏期休業 7月25日から8月24日まで

冬期休業 12月23日から1月10日まで

春期休業 3月20日から4月5日まで

ただし、夏期、冬期および春期休業の期間については、校長が教育上必要と認めるときは、変更することがある。

第5章 教育課程等

第10条 教育課程、単位数及び授業時間数は、別表のとおりとする。

2 単位の計算方法は、次の基準によるものとする。

(1) 講義については教室内における15時間の講義をもって1単位とする。

(2) 演習については教室内における30時間の演習をもって1単位とする。

(3) 実験及び実習にあつては実験室・実習場等での45時間の実験・実習をもって1単位とする。

第6章 試験、進級の認定及び卒業

第11条 学期末に定期試験を行う。

2 定期試験を受けるためには次の条件を備えなければならない。ただし、各授業科目ごとに、その授業時間の3分の1以上を欠席した学生は試験を受けることができない。また、当該学年の欠席日数が28日を超えた場合は、必要な補習を行って考査を受けさせることがある。

(1) 所定の課程を完了すること

(2) 所定の学費を完納すること

第12条 試験は、各教科それぞれ60点以上を得た者を合格とする。

2 臨床実習については、出席状況及び実習の成果を考慮して合否の判定を行う。

3 試験に関する実施規程は別に定める。

第13条 その学年に定められた試験に合格しなければ進級できない。

第14条 第10条に定める課程を修了した者には卒業証書を授与する。

2 前項により卒業した者には、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

第7章 入学、休学及び退学

第15条 入学時期は毎年4月とする。

第16条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

(1) 高等学校を卒業した者又はこれに準ずる学力を有すると認められた者

(2) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定資格試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む）

第17条 入学志願者は、指定の期日までに次に掲げる書類に入学検定料を添えて校長に提出

しなければならない。

- (1) 所定の入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 卒業証明書又は資格証明書
- (4) 成績証明書
- (5) 健康診断書

第 18 条 校長は、入学志願者に対して入学試験を行い、入学の許可、不許可を決定する。

2 入学試験の期日、場所その他入学試験の実施に関して必要な事項は別に定める。

第 19 条 入学を許可された者は、指定期日までに所定の誓約書に入学金を添え手続をとらなければならない。

第 20 条 校長は、前条に規定する入学手続をしない者に対して入学の許可を取り消すことができる。

第 21 条 校長は、本校に欠員のある場合、選考の上、編入学を許可することができる。

2 前項による編入学の資格のある者は、歯科衛生士法第 12 条第 1 号、第 2 号の指定を受けた学校又は養成所において 1 年又は 2 年の課程を修了した者とする。

3 編入学を希望する者は、前年度の修了証明書を添えて所定の編入学願を提出しなければならない。

4 第 1 項の許可を受け編入学しようとする者は、入学金を納入しなければならない。

第 22 条 学生は、疾病その他やむを得ない理由により 1 箇月を超えて欠席しようとするときは、所定の休学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 校長は、疾病その他やむを得ない理由により就学が不相当と認められる学生に対して休学を命ずることができる。

3 休学期間は、1 箇月以上 1 年以内とする。

4 休学期間は、在学期間に算入しない。

第 23 条 休学した学生が復学しようとするときは、所定の復学願を校長に提出し、その許可を得て原学年に復学することができる。

2 前項において、休学の理由が疾病による場合は復学願に医師の修学可能の証明書を添えなければならない。

第 24 条 学生は、退学しようとするときは、保証人連署の上、所定の退学願を校長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 校長は、次の各号のいずれかに該当する学生を退学させることができる。

- (1) 病気その他の理由により修学の見込みが無くなった者
- (2) 第 7 条に規定する期間内に卒業することができない者

第 8 章 授業料、その他の学費

第 25 条 歯科衛生学科の入学検定料、入学金、授業料等の額は次のとおりとする。

- (1) 入学検定料 15,000 円
- (2) 入学金 250,000 円
- (3) 授業料 500,000 円 (年額)
- (4) 実験実習費 250,000 円 (年額)

第 26 条 授業料、その他所定の学費は各学年の始めに納入しなければならない。

ただし、授業料及び実験実習費は、半期ずつ二期に分納することができる。

第 27 条 既に納入した納付金は、原則として返還しない。ただし、入学の手続を完了した者

で、所定期日までに入学辞退の届出を行い、かつ、学費の返還を申し出た者については、入学検定料及び入学金を除く他の納入金を返還する。

- 2 前項の規定にかかわらず、学生が休学した場合の授業料及び実験実習費は、当該休学期間に係る月分(ただし、休学もしくは復学した日の属する月を除く)の半額を返還する。
- 3 停学期間中の授業料及び実験実習費は徴収する。
- 4 学費を理由なく期日までに納入しない者は除籍することがある。

第9章 賞罰

第28条 校長は、性行及び学業において、他の学生の模範となる学生を表彰することができる。

第29条 校長は学生がこの学則、その他本校の定める諸規則を守らず、学生としての本分に反する行為があった時は懲戒処分を行なうことができる。

- 2 懲戒は訓告、戒告、停学、退学および退学のうえ除籍とする。
- 3 退学はあるいは退学のうえ除籍、次の各号の一に該当する場合に行うものとする。
 - (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者。
 - (2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者。
 - (3) 正当の理由がなくて、出席が常でない者。
 - (4) 本校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者。

第10章 学生の厚生補導等

第30条 学生の厚生補導については別に定める。

第11章 雑則

第31条 この規則に定めるもののほか、学校管理に必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第17条、第21条及び第25条の規定にかかわらず、開学時に旧岩手県立衛生学院歯科衛生学科から編入学した学生については入学金を徴収せず、平成16年度の授業料は年額126,000円、実験実習費は0円とする。

附 則

この学則は、平成17年3月3日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正学則施行の際、現に在学中の学生の授業料その他の学費は、第25条の規定にかかわらず従前どおりとする。

附 則

この学則は、平成 18 年 9 月 25 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正学則施行の際、現に在学中の学生の授業料その他の学費は、第 25 条の規定にかかわらず従前どおりとする。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第10条関係)
3年課程(歯科衛生学科)

	学科目	単位数	1学年	2学年	3学年	計
			時間数	時間数	時間数	
基礎分野		14	110	70	30	210
	生物学	2	30			30
	化学	2	30			30
	情報基礎管理学	2	20	10		30
	心理学	2		30		30
	倫理学	2			30	30
	外国語(英語)	2	30			30
	外国語(実践英語)	2		30		30
専門基礎分野		27	276	110	30	416
	解剖学	2	30			30
	組織・発生学	1	20			20
	生理学	1	15			15
	口腔解剖学	3	45			45
	口腔生理学	1	16			16
	薬理学・歯科薬理学	2		30		30
	病理学・口腔病理学	2	30			30
	微生物学・口腔微生物学	2	30			30
	生化学・口腔生化学	1	20			20
	衛生学・公衆衛生学	2		30		30
	口腔衛生学	4	40	20		60
	公衆歯科衛生学(歯科衛生統計含む)	2		30		30
	栄養学	2	30			30
	保健福祉行政	1			15	15
	社会福祉論	1			15	15
専門分野		67	729.5	888.5	698	2316
	歯科衛生士概論	1	15			15
	健康社会学	1	15			15
	歯科臨床概論	2	30			30
	う蝕治療学Ⅰ	1	20			20
	う蝕治療学Ⅱ	1	20			20
	歯周療法学	1	20			20
	歯科補綴学Ⅰ	2	30			30
	歯科補綴学Ⅱ	1		22		22
	口腔外科学(歯科麻酔学含む)	2	30			30
	小児歯科学	2	30			30
	矯正歯科学	2	30			30
	障害者歯科学・高齢者歯科学	1		20		20
	歯科放射線学(実習含む)	1		30		30
	歯科麻酔学	1		15		15
	社会保険事務	2		12	18	30
	う蝕予防処置法	2	10	52	38	100
	歯周病予防処置法	4	60	60	60	180
	口腔保健管理法	4	110	60	15	185
	保健指導法	2	42	86		128
	行動科学	1			45	45
	訪問歯科保健指導法	2		60		60
	栄養指導法	2	15	30	15	60
	歯科診療補助法	3	94	50	15	159
	医療安全管理法	2	15	15		30
	歯科材料学	2	30			30
	歯科材料学演習	1	30			30
	臨床検査法	1		20		20
	臨床実習	19	53.5	326.5	482	862
	臨地実習(地域保健活動含む)	1	30	30	10	70
選択必修分野		8	37	42	106	185
	研究	2		30	45	75
	接遇	2	15		15	30
	コミュニケーション論	2	18	12		30
	チーム医療リテラシー	1			30	30
	特別講義(隣接医学を含む)	1	4		16	20
合計	合計	116	1152.5	1110.5	864	3127